

山口市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金制度について

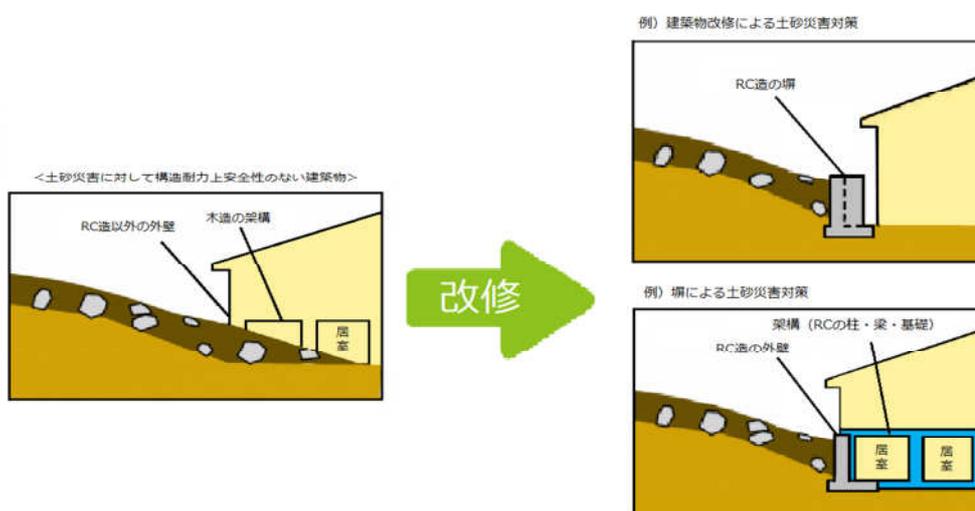
山口市では、国及び県と共同して、土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物について、土砂災害対策改修を実施する所有者に対し補助を行います。

1 目的

土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物について、建築物の安全性を確保し、市民の生命及び財産の保護を図ることを目的として、土砂災害対策改修促進に対する支援制度を創設しました。

2 補助内容

土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用の一部を補助します。



3 補助対象事業

- (1) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第8条）内にあり、区域に指定される前から建てられている住宅等であること
- (2) 居室を有するもので、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないこと
- (3) 土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること（建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造となること）

4 補助金額

- (1) 補助率 : 土砂災害対策改修に係る工事費の23%
- (2) 補助対象限度額（改修工事費の上限） : 330万円
- (3) 補助限度額 : 75万9千円

※ 年度内の事業完了が見込めるものに限りです。

※ 4月から5月末までの要望は、翌年度の補助となります。また、6月以降の要望については、翌々年度の補助となります。

5 お問い合わせ先

山口市都市整備部開発指導課

電話番号 083-934-2847